

1. 「子の看護等休暇」の見直し（R7.4.1～改正）

「子の看護等休暇」は、対象の子を養育する従業員が、子の病気やケガ・健康診断などの理由により申し出た場合に、1日または時間単位の休暇（無給でOK）を与えるという制度です。

※企業規模や従業員の雇用形態は問いません。

※通常の年次有給休暇とは別で与える必要があります。

改正内容	改正前	改正後
対象の子の範囲の拡大	小学校就学前の始期まで	小学校3年生修了まで
取得理由の拡大	病気・けが 健康診断・予防接種	病気・けが 健康診断・予防接種 感染症等に伴う学級閉鎖等 入園（入学）式・卒園式
労使協定により除外できる労働者の一部廃止	①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6カ月未満	週の所定労働日数が2日以下 ②を廃止